

令和 6 年度

第 5 回評議員会

議事録

公益財団法人東京都教育支援機構

令和6年度第5回評議員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年3月27日（木曜日）午後1時から午後2時26分まで
- 2 開催方法 機構A・B会議室での実開催及びウェブ会議システム Microsoft Teams
を用いたオンライン会議
- 3 評議員の現在数 10名
- 4 出席評議員の数及び氏名 9名 石田 周(※1)
岩野 恵子
小川 愛(※1)
栗原 美津枝(※2)
高橋 龍三郎(※1)
瀧沢 佳宏(※1)
長沼 豊(※1)
西澤 宏繁(※3)
濱中 淳子(※1)
(※1)はウェブ会議システムによるオンライン参加
(※2)はウェブ会議システムによるオンライン参加。報告第1号説明時に退席
(※3)はウェブ会議システムによるオンライン参加。報告第1号説明時から参加
- 5 出席監事の数及び氏名 1名 矢野 克典
- 6 出席理事の数及び氏名 2名 坂東 眞理子
赤羽 朋子
- 7 その他の出席者の数及び氏名 1名 津村 政男（顧問弁護士）
- 8 欠席評議員の数及び氏名 1名 香月 よう子
- 9 議 長 岩野 恵子
- 10 議事録署名人 瀧沢 佳宏
長沼 豊

1 1 決議事項

第 1 号議案 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正に関する件

1 2 報告事項

報告第 1 号 令和 7 年度事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みの報告

報告第 2 号 リスクマネジメント規程の制定に関する件

1 3 議事の経過及び結果

(1) 開会

冒頭、議事に入るまでの間、総務部長が進行を務め、ウェブ会議システムでの出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時、的確な意見表明がお互いにできる状況、環境であることを確認した。

続いて、総務部長が、定款第 20 条により議長の互選を求めたところ、濱中評議員より岩野評議員が推薦され異議がなかったため、岩野評議員が議長に就き、議事進行を開始した。

(2) 定足数の確認及び議事録署名人の選出

議長より、出席状況について必要な定足数を満たしていることの確認を行った。

また、定款第 24 条第 2 項に基づく議事録署名人の選出を行うため、瀧沢評議員と長沼評議員を議事録署名人とする提案を行ったところ、全評議員の同意を得たことから、両評議員が議事録署名人として選出され、議事を開始した。

(3) 議案の審議状況及び議決結果等

ア 第 1 号議案 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正に関する件

(ア) 議案説明

議長は事務局に対し、第 1 号議案について説明するよう求めた。総務課長から、役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正について説明を行った。

(イ) 質 疑

事務局による説明の終了後、議長から質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなかった。

(ウ) 議 決

議長が本議案について決議を求めたところ、異議はなく、第 1 号議案は出席評議員の全会一致をもって原案どおり可決された。

(4) 報告事項の説明及び質疑応答

ア 報告第1号 令和7年度事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みの報告

議長は事務局に対し、報告第1号について説明するよう求めた。

最初に、調整課長から令和7年度事業計画の概要について説明を行い、その後、所管課長から各事業の詳細について説明を行った。続いて、財務課長から令和7年度、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みについて説明を行った。

本件について、議長が質疑・意見を促した。まず、事務局から、本日欠席の評議員から事前にいただいた以下の意見を紹介した。

(評議員)

コロナ禍などの難題に直面しながらも、地道に取組を進めてきたからこそ今があるのだと思う。事務局の尽力に敬意を表すとともに、評議員としてできる限り力になりたいと思う。

外部人材の活用に当たり、量の確保に加え、質の確保に力を入れる取組が進んできたことは良いことである。外部人材の活用が、単なる人的補完ではなく、子供たちが安全安心に学びを広げる機会となるよう工夫が求められる。

学校の負担軽減に繋がる新たな取組としては、単に教員の在校時間を減らすのではなく、教員が主体的に子供たちと関わる時間を確保する視点が重要と考える。その時間を活かし、専門性を活かした教材研究を進めることで、子供の学びの質を高める取組を期待したい。

社会の力活用事業では、個人の力の活用に加え、東京ならではの企業・団体との連携が望まれる。特に、東京は世界と繋がる大都市であり、グローバルな大企業や起業家との連携を進めることで、子供たちが多様な価値観や最先端の知見に触れられる環境を広げてほしい。

改めて、議長から質疑・意見を促したところ、評議員等から主に以下の発言があった。

(評議員等)

機構の事業に対する需要の拡大、多様化に伴う事業拡大、高度化が予想されることから、機構の組織基盤の強化が必要と感じる。リスク管理の専門性の向上も重要である。

(評議員等)

埋蔵文化財事業の取組として学校教育支援が挙げられているが、都内の全公立小中学校に施設見学の案内を送り、可能な限り受け入れる姿勢は素晴らしい。私の地域の学校でも土器づくりの出前授業を埋蔵文化財センターの職員が実施してくれたと聞いている。作品を見た保護者も大変感謝していた。埋蔵文化財センターから離れた地域にも足を運び、こうした支援をしていただくのは、公開活用及び知識の普及という意味で、まさに子供にダイレクトに届く取組であると感じた。令和7年度も継続していただきたい。

(事務局)

当センターでは、埋蔵文化財に関する普及啓発を発掘調査事業と一体的に運営することにより、質の高い展示やイベントなどの提供に取り組んできた。特に、将来を担う子供たちに対して、埋蔵文化財の魅力を伝えていくことが重要と考え、学校教育の支援として、団体見学の受け入れ、勾玉づくり、火起こしなどの出前授業、それらの実施方法の相談や指導に

応じている。今後も都教育委員会と連携して、学校教育におけるニーズを踏まえた学校支援の取組を進めていく。

(評議員等)

TEPRO の認知度について、校長や副校長といった学校のトップではなく、普段、児童生徒と直接向き合っている教員の認知がどの程度なのか、伺いたい。児童生徒と接している先生方だからこそ、TEPRO をどう活用すべきか意見やアイデアがでてくるのではないかな。また、先生方のネットワークを起点に、大学時代に一緒に教職の免許を取った友人に、サポーターへの声がけをしていただくなどの可能性も広がると考える。

(事務局)

TEPRO Supporter Bank 事業や学校法律相談デスク事業では、取組に関するアンケートを行い、学校長に対して、認知度を含めた利用状況を確認しているが、一般の先生方については、認知度を数値的には現状把握していない。

現在、事務局の取組として、月に1回程度、各事業を紹介するメールを作成し、東京都教育委員会、都立学校及び区市町村教育委員会に定期的に発信している。発信先は、学校管理職だけではなく、一般の教職員、事務職員を含めて広く周知しており、教壇に立つ先生方にも TEPRO の取組が伝わればと考えている。今後も、まだ TEPRO について詳しく認知していない先生方にも広く周知できるよう、取組を続けていく。

(評議員等)

体育施設の空調化を令和7年度も継続して推進するという話があった。これまで、単年度の収支相償であったが、公益法人の財政に関わる法改正がなされ、今後は中長期的な視点で事業を進めることができるため、これを大いに活用してもらいたい。

(事務局)

令和7年4月1日に公益法人の会計基準が改正される。多くの公益法人では一斉に基準を変更することが難しいため、3年程度の猶予期間があるが、今後は、単年度ではなく中長期的な視点で事業を遂行することが可能になることから、この改正を踏まえながら、事業を今後進めていきたいと考えている。

(評議員等)

TEPRO Supporter Bank 事業におけるAIを活用したマッチングについて、時短にはなるが、きめ細やかな対応は人が入らないとできないところもあるので、配慮してもらいたい。また、サポーター全員を対象とした面談は、とても時間がかかることなので、学校や子供ファーストで進めてほしい。

また、事業が複雑化し、関わる人の関係性も複雑になってくるため、リスク管理やコンプライアンス、ハラスメント、倫理に関しても注意して進めていただきたい。

(事務局)

AIだけに依存することなく、サポーター全員を対象とした面談を行い、人による確認とAIを両輪とした人材の評価を行っていきたい。

(評議員等)

機構の Facebook は、わかりやすい情報が投稿されるので、とても良いと思って見ている。現場の先生だけでなく、一般の方々にも幅広く見てもらえると良い。「いいね」の数やフォロワー数が更に増え、より多くの方々に機構の取組について、興味をもってもらえると良いので、是非、広めていただきたい。

(事務局)

広報活動の取組として、Facebook や X などの SNS を活用した発信にも力を入れている。認知度と同じく、引き続き様々な工夫をこらし、TEPRO 全体の取組を広く理解していただけるよう努めていく。

イ 報告第 2 号 リスクマネジメント規程の制定に関する件

議長は事務局に対し、報告第 2 号について説明するよう求めた。総務課長から、リスクマネジメント規程の制定の報告について、説明を行った。

本件について、議長が質疑・意見を促したところ、特に他の質疑・意見はなく、報告は了承された。

(5) その他

議長は事務局に対し、その他について説明を求め、総務課長から 2 点の説明を行った。

1 点目として、東京都の令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動等に伴う役員変更があった場合は、4 月以降書面決議により選任手続を行う予定である旨の報告を行った。

2 点目として、6 月開催予定の評議員会の日程調整を明日以降行う旨の報告を行った。

事務局による説明の終了後、議長から質疑・意見を促したところ、特に質疑・意見はなかった。

14 閉会

以上をもって議事が終了したため、議長が閉会を宣言し、令和 6 年度第 5 回評議員会を終了した。

以上のとおり、評議員会の決議事項等を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び評議員 2 名がこれに記名押印する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

議 長 岩野 恵子

評議員 瀧沢 佳宏

評議員 長沼 豊